

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当

1 衛生関係免許事務

(1) 免許事務の概要

衛生関係免許には、大臣免許（厚生労働大臣が与える免許）と知事免許（都道府県知事が与える免許）がある。免許は「籍」や「名簿」等に登録することにより与えられ、申請者に免許を与えたときは免許証を交付する。

大臣免許の申請書は、住所地（保健師・助産師・看護師は就業地）の知事が受理し、厚生労働省あて進達している。

知事免許は、地域機関事務の委任及び決裁に関する規則に基づき、申請書受理から免許証交付までの事務を保健所長が行っている。

[根拠法令：医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、調理師法ほか]

(2) 免許の種類

[大臣免許]

種 類	登録
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師	籍
臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	名簿
薬剤師	
管理栄養士	

[知事免許]

種 類	登録
栄養士、調理師、製菓衛生師	名簿
登録販売者	
准看護師	籍
クリーニング師	原簿

(3) 申請の種類

原則として、管内に住所地のある県民を対象に新規登録等の申請に関する事務を行っている。（准看護師は、他都道府県知事の免許も受付）

- ① 免許申請…………… 新規登録
- ② 籍（名簿）訂正・書換え申請… 登録事項（氏名・本籍地都道府県名など）に変更があった場合
- ③ 再交付申請…………… 紛失、毀損等をした場合
- ④ 抹消（削除）申請…………… 死亡・失踪宣告の場合、健康上の理由の場合

[令和元年度 衛生関係免許申請受付件数]

申請種類 免許種類		新規登録	訂正・書換	再交付	抹消（削除）	計
厚生労働大臣免許	医師	2	-	-	-	2
	歯科医師	2	-	-	-	2
	薬剤師	9	3	-	-	12
	管理栄養士	5	-	-	-	5
	保健師	4	1	-	-	5
	助産師	-	1	-	-	1
	看護師	21	12	1	-	34
	診療放射線技師	-	-	-	-	-
	臨床検査技師	5	1	-	-	6
	衛生検査技師	-	-	-	-	-
	理学療法士	4	-	-	-	4
	作業療法士	1	-	-	-	1
	視能訓練士	-	-	-	-	-
	計	53	18	1	-	72
知事免許	調理師	60	7	12	-	79
	製菓衛生師	-	1	-	-	1
	クリーニング師	-	1	-	-	1
	准看護師	3	1	2	-	6
	栄養士	4	2	1	-	7
	登録販売者	11	1	-	-	12
	計	78	13	15	-	106
他県	准看護師		2	-	-	2
合計		131	33	16	-	180

2 厚生統計調査

保健医療行政の基礎資料を作成するため、各種の厚生統計調査等を実施している。

(1) 人口動態調査

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の5種類の「人口動態事象」について、調査を実施している。また、5年に一度、国勢調査が行われる年度は、人口動態調査（職業・産業）も実施しており、令和2年度はこの調査の実施年となっている。

毎月、管内の市町から提出される人口動態調査票をとりまとめ、県保健医療政策課を経由して国に提出している。 [根拠法令：統計法、人口動態調査令]

※調査結果の詳細は、「第4 衛生統計資料 2 人口動態」を参照。

(2) その他の調査・報告

ア 特殊調査

調査名	実施時期	調査内容
国民生活基礎調査 (世帯票)	毎年 ※令和2年度は中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に明らかにする。 3年周期で大規模調査(令和元年度実施。調査票に健康票・介護票が追加となる。)
社会保障・人口問題 基本調査	毎年	社会保障・人口問題に関する事項を調査し、関連諸施策の策定に必要な基礎資料を得る。国立社会保障・人口問題研究所実地調査
医師・歯科医師・薬剤師統計	2年周期 ※令和2年度実施予定	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにする。
医療関係従事者調査	同上	保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、住所、従事場等による分布を明らかにする。

イ 定期報告

調査名	実施時期	調査内容
地域保健・健康増進 事業報告	毎年	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。 ※静態調査は3年周期で実施(令和2年度実施)
病院報告	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握。

※このほか「患者調査」、「受療行動調査」を3年周期で実施(令和2年度実施)

3 地域医療体制の整備

(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況

秩父保健所管内の病院は、一般病院が8施設（うち公立病院2施設）である。病床数は、一般病床が513床、療養病床が237床、合計750床である。

一般診療所は有床診療所が4施設（60床）、無床診療所が83施設、合計87施設である。（予防接種等のための臨時の診療所は含まない。）

歯科診療所は50施設となっている。

管内の医療機関は秩父市内に集中しており、秩父地域の特殊性から地域格差が生じている。今後も、過疎地域医療（在宅医療）の充実及び中枢的な病院の整備など、住民への医療需要に応じていくことが必要である。

また、管内に産科医療機関が1施設しかないため、産科医療の維持に向けた産科医師の確保と産科施設の整備が急務となっている。

〔管内市町別・医療施設数〕

令和2年4月1日現在

市 町 名		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	管内計	
人 口 (人)		59,787	7,997	9,432	6,779	10,928	94,923	
病 院	施 設 数	5	-	2	-	1	8	
	病 床 数	一般	358	-	60	-	95	513
		療養	87	-	150	-	-	237
		精神	-	-	-	-	-	-
		結核	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	-	-
		計	445	-	210	-	95	750
一 般 診 療 所	施 設 数	有床	2	-	-	2	4	
		無床	59	4	7	3	10	83
		計	61	4	7	5	10	87
	病 床 数	34	-	-	26	-	60	
歯 科 診 療 所		33	2	6	3	6	50	
助 産 所		-	-	-	-	-	0	
施 術 所		75	12	7	8	7	109	
歯 科 技 工 所		7	-	-	2	3	12	

注) 1 一般診療所は、別に往診のみ（秩父市1施設）有り

2 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（出張専業を除く。）及び柔道整復師に係る施術所の合計

〔医療施設数〕

令和元年度末現在

	病 院		一 般 診 療 所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
全 国	8,273	1,522,377	102,662	89,210	68,332
埼 玉 県	342	62,955	4,381	2,568	3,558
管 内	8	750	87	60	50

注) 全国及び埼玉県の施設数・病床数等については、「医療施設動態調査(令和2年3月末概数)」(厚生労働省)による。

〔医療関係施設数の推移〕

各年度末現在

年 度	病 院							一 般 診 療 所			歯科診療所	助産所	施 術 所
	施 設	病 床 数						有 床	無 床	病 床 数			
		一 般 数	一 般 率	療 養	精 神	結 核	伝 染						
平成 元	12	552	447.1	-	141	-	26	28	52	243	46	6	77
2	12	632	512.5	-	141	-	26	28	52	243	46	4	67
3	13	693	556.3	-	176	-	26	27	50	232	46	4	72
4	13	703	565.2	-	180	-	26	27	53	232	46	4	74
5	13	703	565.8	-	180	-	26	27	54	240	47	4	80
6	13	703	567.3	-	180	-	26	27	56	240	47	4	83
7	13	698	565.0	-	180	-	26	27	55	240	47	4	84
8	12	662	538.8	-	180	-	26	27	54	242	46	3	86
9	12	655	535.5	-	180	-	26	25	57	234	49	2	86
10	12	680	558.7	-	180	-	26	24	61	233	49	2	88
11	11	685	565.6	-	180	-	-	25	59	252	50	2	88
12	12	835	692.7	-	180	-	-	13	77	124	51	2	90
13	12	820	684.6	50	180	-	-	11	79	108	53	2	88
14	11	608	511.4	224	180	-	-	12	79	127	51	2	87
15	10	444	376.2	331	180	-	-	12	80	145	52	2	88
16	10	444	379.6	336	180	-	-	12	78	112	52	2	87
17	9	424	365.3	336	123	-	-	12	80	130	51	2	74
18	9	457	398.4	297	123	-	-	13	78	150	51	-	72
19	9	457	402.6	297	123	-	-	12	79	148	52	-	77
20	9	457	407.0	297	123	-	-	12	76	146	51	-	79
21	9	457	411.2	297	123	-	-	11	76	143	53	-	78
22	9	457	425.6	297	123	-	-	10	77	126	52	-	86
23	9	457	430.5	297	123	-	-	9	80	110	52	-	89
24	9	457	436.3	297	123	-	-	9	79	110	52	-	89
25	9	457	442.5	297	123	-	-	8	80	97	51	1	94
26	9	457	448.7	297	123	-	-	6	81	76	50	1	100
27	9	457	453.7	297	123	-	-	6	81	76	49	-	105
28	9	462	465.1	292	123	-	-	6	80	76	51	-	106
29	9	462	471.9	292	123	-	-	6	80	76	50	-	108
30	9	462	479.3	292	85	-	-	5	81	62	50	-	109
令和 元	8	513	540.4	237	-	-	-	4	83	60	50	-	109

注) 率は人口10万対病床数である。一般診療所は、別に往診のみ1施設有り

(2) 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会

秩父保健医療圏（構想区域）における埼玉県地域保健医療計画を推進すること及び医療法第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下、「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会（以下「協議会」という。）を設置している。また、協議会は構想の推進に関する必要な協議を行うために、地域医療構想作業部会を設置している。※委員構成は、「第5 参考資料2及び3」の委員名簿参照。

ア 令和元年度 開催状況

〔埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会〕※書面による開催

開催日	議 題
令和2年 3月10日 (通知送付日) ～17日 (回答期限)	(1) 第7次埼玉県地域保健医療計画・秩父保健医療圏の取組状況について (2) 第7次埼玉県地域保健医療計画の一部変更について (3) 民間医療機関も含めた医療提供体制の議論について (4) その他 ア 秩父保健医療圏における災害時対応等について ① 埼玉県秩父保健医療圏地域災害保健医療対策会議の設置等について ② 「難病患者災害時個別支援計画作成マニュアル」の作成について ③ 令和元年度秩父地域災害時医療従事者研修会について イ 新型インフルエンザ等の対策について

〔埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会 地域医療構想作業部会〕

開催日	議 題
令和元年 11月28日	(1) 第7次埼玉県地域保健医療計画に基づく病床整備について (2) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について (3) その他 ① 医療提供体制のあり方検討（KDB分析及び病院アンケート調査）について ② 第7次埼玉県地域保健医療計画の一部変更について

イ 秩父保健医療圏「圏域別取組」

埼玉県地域保健医療計画【第7次】（以下「計画」という。）が平成30年3月に策定されたことから、新たな秩父保健医療圏の圏域別取組を平成30年5月に策定した。

圏域別取組は、計画を地域の実情に応じて、市町村、地域の医療機関や保健医療・福祉関係団体等の協力を得て着実に推進するため、圏域における重点課題を解決するための具体的方策を示すものである。

この計画の計画期間は、平成30年度～令和5年度（2018～2023年度）の6年間である。

【秩父保健医療圏 圏域別取組】

- ・救急医療（小児救急を含む）
- ・親と子の保健医療対策

- ・在宅医療の推進
- ・生活習慣病対策の推進
- ・精神医療と自殺防止対策の推進
- ・健康危機管理体制の整備充実

(3) 救急医療体制

ア 埼玉県の救急医療体制

本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じ、次の体制を整備している。

- ① 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制
- ② 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制
- ③ 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制

令和2年4月1日現在

第三次救急医療体制 〔重篤〕な救急患者 <全県単位>	・救命救急センター 8病院 ・小児救命救急センター 2病院
第二次救急医療体制 〔手術〕又は〔入院〕が必要な救急患者 <県内14地区>	救急告示医療機関(193)＋その他(1) 所沢市市民医療センター ・病院群輪番制病院(大人)：134医療機関 ・小児救急輪番病院等：28病院
初期救急医療体制 〔軽症〕の救急患者 <各市町村単位>	在宅当番医制度：28郡市医師会 休日夜間急患センター：27か所

イ 管内の救急医療体制

① 救急医療機関

秩父市立病院 (秩父市桜木町)	埼玉医療生活協同組合皆野病院 (皆野町大字皆野)
医療法人花仁会秩父病院 (秩父市和泉町)	国民健康保険町立小鹿野中央病院 (小鹿野町小鹿野)
秩父第一病院 (秩父市中村町)	

② 初期救急(秩父郡市医師会休日急患当番医)

休日診療所	秩父郡市医師会休日診療所〔内科・小児科〕
在宅当番医	秩父郡市医師会加入診療所による当番制
在宅歯科当番医	秩父郡市歯科医師会加入診療所による当番制

③ 第二次救急（病院群輪番制）

秩父市立病院	(秩父市桜木町)
医療法人花仁会秩父病院	(秩父市和泉町)
埼玉医療生活協同組合皆野病院	(皆野町大字皆野)

(4) 医療従事者の状況

ア 医師・歯科医師・薬剤師届出数

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、医師、歯科医師及び薬剤師に対し、2年に1度、住所や勤務場所などの保健所を通じて、厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。

① 医師

平成30年12月31日現在の管内医師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、147人である。うち、医療施設従事医師数は、142人となっている。

② 歯科医師

平成30年12月31日現在の管内歯科医師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、歯科医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、82人である。

③ 薬剤師

平成30年12月31日現在の管内薬剤師(管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、薬剤師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人)数は、137人である。

〔医師・歯科医師・薬剤師数〕

各年12月31日現在(単位:人)

	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師	
	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年
全 国	327,210	319,480	104,908	104,533	311,289	301,323
埼 玉 県	12,928	12,172	5,358	5,293	15,793	15,100
管 内	147	154	82	80	137	132
秩 父 市	109	116	58	59	100	92
横 瀬 町	3	3	5	3	3	3
皆 野 町	13	13	9	9	15	16
長 瀨 町	6	7	3	3	5	6
小 鹿 野 町	16	15	7	6	14	15

注) 従事地別。ただし、資格を必要としない業務に従事している人や無職の人は、住所地に含む。

イ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者数

業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、法令の定めるところにより、2年に1度、住所や従事場所等を届け出ることになっている。

〔管内市町従事地別・業務従事者数〕

各年12月31日現在（単位：人）

	保健師		助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年	平成30年	平成28年
管内	63	59	10	11	569	570	354	378	105	110	11	13
秩父市	33	31	9	11	415	427	229	244	69	77	5	8
横瀬町	6	6	1	-	6	9	19	22	6	6	1	1
皆野町	7	6	-	-	73	59	36	40	17	14	-	-
長瀬町	6	5	-	-	18	17	31	31	2	3	3	3
小鹿野町	11	11	-	-	57	58	39	41	11	10	2	1

(5) 立入検査等

令和元年度は、8病院及び1有床診療所に対し、定例の立入検査を実施した。

なお、新規開設や構造設備の変更に伴う検査（現地調査）件数は次のとおりである。

	定 例	新 規 開 設	構造設備の変更等	計
病 院	8	0	0	8
一般診療所	1	1	0	2
歯科診療所	0	3	0	3
計	9	4	0	13

〔市町別立入検査等件数〕

	病 院	一般診療所	歯科診療所	計
秩 父 市	5	1	1	7
横 瀬 町	-	0	0	0
皆 野 町	2	0	1	3
長 瀬 町	-	1	0	1
小鹿野町	1	0	1	2
計	8	2	3	13

4 ちちぶ医療協議会への支援

秩父保健所管内の1市4町では、人口減少の抑制と地域発展を目指し、平成21年に秩父市が中心市となって4町と協定を締結し、「ちちぶ定住自立圏」を形成した。協定項目のうち

医療分野を推進するための下部組織として、平成23年9月に「ちちぶ医療協議会」が設置され、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得て、医師や看護師等の医療従事者の確保、救急医療、産科医療、予防医療等の充実を図ってきた。

平成27年度からは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「ちちぶ版地域包括ケアシステム（愛称：ちちぶいきあいシステム）」が立ち上げられた。

当所では、委員として各会議に出席するほか、研修等を協働で開催し、課題解決への支援を行っている。

5 学生実習等の受入

医師、保健師、管理栄養士などの専門職の育成を支援するため、各大学から実習生を受け入れ、地域保健の実務について実習指導を行った。

〔令和元年度 実習生の受入数〕

区分	学校名	グループ数	人数	受入日数
保健師課程	早稲田医療技術専門学校	2	6	計11日間
管理栄養士課程	女子栄養大学	1	1	10日間
	東洋大学	1	2	5日間
その他	秩父看護専門学校		26	1日

6 地域・職域連携事業

地域保健と職域保健の連携を強化するため、関係団体や管内市町の特定健診・保健指導担当者等を対象に研修会等を開催した。

また、特定健診受診率向上を支援するため、県民等を対象に講演会や広報を実施した。

7 地域医療連携推進事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域包括ケア推進のための在宅医療体制の充実を目指すため、関係機関と協働して、普及啓発のための研修会を開催又は講演会に参加した。

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 6月23日	第5回 ちちぶいきあいフォーラム 権利擁護、成年後見制度について学ぶ ～あなたの“人生”を生きるために～ (1)講演：「認知症 ～こんなことで困っていませんか？～」 講師：秩父郡市医師会 副会長 西 秀夫 氏 (秩父脳外科内科クリニック院長)	622人

	<p>(2) 劇団いきあい（地域の医療・介護・福祉業務に従事する有志）公演 地域包括ケアシステムが支えるある地域の物語 ～「権利擁護編」～</p> <p>(3) 基調講演 「意思決定支援を踏まえた成年後見活動について」 ～本人情報シートと意思決定支援ガイドラインを適切に活用するために～ 講師：法テラス埼玉法律事務所 弁護士 水島 俊彦 氏</p>	
令和元年 9月29日	<p>秩父まちづくり塾 地域医療講演会</p> <p>講演：少子高齢化時代の地域医療 講師：自治医科大学 学長 永井 良三 氏</p>	185人

8 保健所別研修

県及び市町の地域保健福祉関係職員等の資質向上を図り、地域保健福祉行政を効果的に推進することを目的に、地域の実情に応じた保健・医療の今日的課題に関する研修を行っている。

実施年月日	内 容	参加者
令和元年 9月9日	<p>新任期保健師研修会</p> <p>講義：効果的な支援のための面接の基礎 講師：埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 神前 まい子 氏</p>	11人
令和元年 10月2日	<p>医療安全研修会（秩父郡市医師会との共催）</p> <p>(1) 講演：「感染症に関する最近の話題」 ～ワクチン予防可能疾患から新興感染症まで～ 講師：国立感染症研究所感染症疫学センター 第二室長 砂川 富正 氏</p> <p>(2) 秩父保健所からの情報提供 情報提供者：秩父保健所 総務・地域保健推進担当職員</p>	72人
令和元年 11月18日	<p>感染症対策研修会</p> <p>(1) 報告：管内の高齢者の結核患者発生状況と対策について 報告者：秩父保健所 保健予防推進担当職員</p> <p>(2) 講義（実技）：施設における感染症対策について ～感染症から高齢者を守るポイント～ 講師：埼玉医科大学病院 院内感染対策室 副室長 感染管理認定看護師 吉原 みき子 氏</p>	48人